

公立大学法人名古屋市立大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 役員（第8条―第16条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第17条―第19条）
 - 第2節 教育研究審議会（第20条・第21条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第22条・第23条）
- 第5章 資本金等（第24条・第25条）
- 第6章 委任（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、知の創造と継承を理念として、真理の探究とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、広く市民と連携し、協働することを通じて地域社会及び国際社会にその成果の還元を図ることにより、社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、名古屋市立大学（以下「市立大学」という。）を名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、名古屋市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を名古屋市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、名古屋市公報への掲載及びインターネットの利用（以下この条において「市公報への掲載等」という。）により行う。ただし、災害その他特別の事由により市公報への掲載等ができないときは、名古屋市役所及び法人の掲示場に掲示してこれらに代えることができる。

第2章 役員

（定数）

第 8 条 法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 2 人以内、理事 10 人以内及び監事 2 人以内を置く。

(職務及び権限)

第 9 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は名古屋市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(理事長及び副理事長の任命)

第 10 条 理事長は、市長が任命する。

2 副理事長は、理事長が任命する。

(学長の任命)

第 10 条の 2 市立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長の任命は、次条に規定する学長選考会議の選考に基づき、理事長が行う。

3 前項の規定により任命された学長は、前条第 2 項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

(学長選考会議)

第 11 条 法人に、学長を選考するための機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議は、次に掲げる委員各 3 人をもって構成する。

(1) 第 17 条第 1 項に規定する経営審議会の委員（理事長及び副理事長（前条第 3 項の規定により副理事長となるものに限る。）を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者

(2) 第 20 条第 1 項に規定する教育研究審議会の委員（経営審議会の委員を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者

3 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 議長は、学長選考会議を主宰する。

5 前 3 項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第 12 条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、市長が任命する。

(任期等)

第 13 条 理事長の任期は、4 年とする。

2 副理事長及び理事の任期は、2 年とする。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3 理事長が欠員となった場合の副理事長及び理事の任期の末日は、前項の規定にかかわらず、補欠の理事長が任命される日の前日とする。

4 副理事長（第 10 条の 2 第 3 項の規定により副理事長となるものに限る。）の任期は、前 2 項の規定にかかわらず、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

5 監事の任期は、その任命後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 1 項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任されることができる。この場合において、その最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかった理事については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなして前条第 2 項の規定を適用する。

(役員会)

第 14 条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集及び議事)

第 15 条 役員会の会議は、理事長がこれを招集し、理事長がその議長となる。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して役員会の招集を請求されたときは、役員会を招集しなければならない。

3 役員会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第 16 条 理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、役員会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見（地方独立行政法人法第 78 条第 3 項の規定により市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）に関する事項

(2) 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) その他役員会が定める重要事項

第 3 章 審議機関

第 1 節 経営審議会

(設置及び構成)

第 17 条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員 23 人以内をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事又は職員
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が委嘱するもの

3 前項第 4 号の委員の数は、経営審議会の委員の総数の 2 分の 1 以上でなければならない。

(招集及び議事)

第 18 条 経営審議会の会議は、理事長がこれを招集し、理事長がその議長となる。

2 理事長は、委員から会議に付議すべき事項を示して経営審議会の招集を請求されたときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 経営審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第 19 条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程その他の法人の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

第 2 節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第 20 条 法人に、市立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員 30 人以内をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する副理事長又は理事
- (3) 学部長
- (4) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員
- (6) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見

を有するもののうちから、学長が委嘱するもの

3 学長は、前項第6号の委員を委嘱しようとするときは、教育研究審議会の意見を聴かなければならない。

4 第18条の規定は、教育研究審議会の招集及び議事について準用する。

(審議事項)

第21条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、市立大学の教育研究に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、市立大学の教育研究に関するもの
- (3) 学則(市立大学の教育研究に関する部分に限る。)その他の市立大学の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他市立大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第22条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 当該法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 地域社会及び国際社会において、市立大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第23条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金等)

第24条 法人の資本金の額は、名古屋市が出資する別表に掲げる資産について、

当該出資の日における時価を基準として名古屋市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第 25 条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを名古屋市に帰属させる。

第 6 章 委任

(委任)

第 26 条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
(最初の理事長の任命等)
- 2 法人の成立後最初の理事長の任命については、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、市長が行う。
- 3 前項の理事長の任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、4 年とする。
(最初の教育研究審議会の委員)
- 4 法人の成立後最初の教育研究審議会は、第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる委員をもって構成する。

附 則

変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款（以下「変更後の定款」という。）は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日という。」）から施行する。ただし、第 8 条、第 17 条、第 20 条及び別表の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(学長の任命等の特例)

- 2 変更後の定款第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく最初の学長の選考は、変更前の公立大学法人名古屋市立大学定款第 11 条第 1 項の理事長選考会議を変更後の定款第 11 条第 1 項の学長選考会議とみなして、施行日前においても行うことができる。
- 3 変更後の定款第 13 条第 4 項の規定に基づく最初の副理事長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、前項の規定により学長選考会議とみなされる理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

附 則

変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

別表（第24条関係）

1 土地

	所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
1	名古屋市千種区北千種二丁目104番	宅地	1,642.61
2	名古屋市千種区北千種二丁目106番	宅地	24,325.02
3	名古屋市昭和区菊園町2丁目24番3	宅地	1,144.29 (平成20年10月譲渡)
4	名古屋市昭和区御器所三丁目2906番	宅地	546.89 (平成28年4月譲渡)
5	名古屋市昭和区檀溪通2丁目8番	水道用地	881.00
6	名古屋市昭和区長池町3丁目23番1	宅地	147.91 (平成26年2月譲渡)
7	名古屋市昭和区長池町3丁目23番2	宅地	171.99 (平成26年2月譲渡)
8	名古屋市瑞穂区田辺通3丁目1番1	雑種地	46,571.96
9	名古屋市瑞穂区中山町3丁目17番	雑種地	1,190.00
10	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番1	宅地	46,688.61
11	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番2	宅地	19,250.37
12	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番1	学校用地	28,423.00
13	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番5	学校用地	4,368.59
14	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番1	学校用地	29,606.00
15	長野県茅野市豊平字東嶽10412番44	原野	10,132.00 (平成25年2月譲渡)
16	名古屋市千種区若水一丁目201番	宅地	27,609.31
17	名古屋市北区平手町1丁目1番1	宅地	17,060.09
18	名古屋市北区平手町1丁目1番3	宅地	7,455.84
19	名古屋市北区平手町1丁目1番4	宅地	1,137.38
20	名古屋市北区平手町1丁目1番5	宅地	344.84
21	名古屋市北区平手町1丁目1番6	宅地	1,237.54
22	名古屋市北区平手町1丁目1番8	宅地	191.77
23	名古屋市北区平手町1丁目1番9	宅地	224.78
24	名古屋市緑区潮見が丘一丁目48番3	宅地	266.41
25	名古屋市緑区潮見が丘一丁目77番	宅地	4,125.82
26	名古屋市緑区潮見が丘一丁目78番	宅地	4,102.49

備考

- 1 この表 3 の項の土地に係る出資の対象は、114,429 分の11,443の共有持分である。
- 2 この表 6 の項及び 7 の項の土地に係る出資の対象は、これらの土地のうち、2 建物の表 5 の項の長池町公舎の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に当たる部分である。
- 3 この表16の項の土地に係る出資の対象は、この土地のうち、2 建物の表10の項の附属病院（入院・診療棟）、附属病院（救急・外来棟）及び附属病院（東棟）の敷地に当たる部分である。
- 4 この表17の項から23の項までの土地に係る出資の対象は、これらの土地のうち、2 建物の表11の項の附属病院（本院）、附属病院（陽子線治療センター）、院内保育所及び立体駐車場の敷地に当たる部分である。

2 建物

	所 在 地	施 設 名 称	構 造
1	北千種キャンパス （名古屋市千種区 北千種二丁目 104 番 地 及 び 106 番 地）	芸術工学部管理棟	鉄筋コンクリート造 4 階建
		芸術工学部研究棟	鉄筋コンクリート造 3 階建
		福利厚生棟	鉄筋コンクリート造 2 階建
		体育館 （平成23年11月除却）	鉄骨鉄筋コンクリート造平家建
		クラブハウス 1 （平成23年11月除却）	軽量鉄骨造平家建
		クラブハウス 2 （平成23年11月除却）	軽量鉄骨造平家建
		総合情報センター北千種分館	鉄筋コンクリート造 2 階建
		芸術工学部工房棟	鉄筋コンクリート造 3 階建
		油圧源庫	鉄筋コンクリート造平家建
		芸術工学部芸術工学棟	鉄筋コンクリート造 4 階建
		環境測定棟	鉄筋コンクリート造平家建
2	名古屋市昭和区菊園町 2 丁目24番地 3	菊園公舎 （平成20年10月譲渡）	鉄筋コンクリート造 5 階建

3	名古屋市昭和区御器所三丁目2906番地	御器所公舎 (平成28年4月譲渡)	鉄筋コンクリート造2階建
4	名古屋市昭和区檀溪通2丁目8番地	留学生宿舎	鉄筋コンクリート造4階建
5	名古屋市昭和区長池町3丁目23番地1	長池町公舎 (平成26年2月譲渡)	鉄骨造2階建
6	田辺通キャンパス (名古屋市瑞穂区田辺通3丁目1番地1)	温室1 (平成22年3月除却)	鉄骨造平家建
		薬学部本館 (平成25年4月除却)	鉄筋コンクリート造5階建
		薬草園附属舎 (平成25年4月除却)	軽量鉄骨造平家建
		焼却炉上屋 (平成22年3月除却)	軽量鉄骨造平家建
		厩舎 (平成22年3月除却)	木造平家建
		総合情報センター田辺通分館 (平成25年4月除却)	鉄筋コンクリート造2階建
		危険物倉庫 (平成23年11月除却)	鉄筋コンクリート造平家建
		旧動物飼育舎 (平成23年11月除却)	鉄筋コンクリート造2階建
		薬学部厚生会館 (平成25年4月除却)	鉄筋コンクリート造平家建
		旧放射薬品学研究実習棟 (平成19年9月除却)	鉄筋コンクリート造平家建
		温室2 (平成29年3月除却)	鉄骨造平家建
		薬草園管理棟	木造平家建
		馬糧庫 (平成22年3月除却)	鉄骨造平家建
		先端薬学研究施設・共同利用研究施設	鉄骨鉄筋コンクリート造6階建
		薬友会館	鉄筋コンクリート造4階建
		温室3	鉄骨造平家建

		男子便所 (平成22年 3 月除却)	鉄骨造平家建
		女子便所 (平成22年 3 月除却)	鉄骨造平家建
		機械棟	鉄筋コンクリート造地下 1 階付平家建
7	山の畑キャンパス (名古屋市瑞穂区 中山町 3 丁目17番 地、同区瑞穂町字 西藤塚 1 番地 1 及 び 5 並びに同町字 山の畑 1 番地 1)	1 号館	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 7 階建
		2 号館	鉄筋コンクリート造 4 階建
		3 号館	鉄筋コンクリート造 4 階建
		4 号館	鉄筋コンクリート造 4 階建
		5 号館	鉄筋コンクリート造 4 階建
		総合情報センター山の 畑分館	鉄筋コンクリート造 2 階建
		危険物倉庫	鉄筋コンクリート造平家建
		温室	軽量鉄骨造平家建
		体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建
		体育器具庫	鉄筋コンクリート造平家建
		クラブハウス	鉄筋コンクリート造 3 階建
		文化系サークル施設	鉄筋コンクリート造 2 階建
		学生会館	鉄筋コンクリート造 3 階建
		総合情報センター	鉄筋コンクリート造 2 階建
		弓道場	鉄骨造平家建
		学生会館機械室	コンクリートブロック造平 家建
8	川澄キャンパス (名古屋市瑞穂区 瑞穂町字川澄 1 番 地 1 及び 2)	医学部基礎教育棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 7 階建
		厚生会館 (西棟)	鉄筋コンクリート造 2 階建
		厚生会館 (東棟)	鉄筋コンクリート造 2 階建
		総合情報センター川澄 分館・講堂	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 3 階建
		医学研究科脳神経科学 研究所・医学研究科ア イソトープ研究室	鉄骨鉄筋コンクリート造 7 階建
		看護学部棟	鉄骨鉄筋コンクリート造地 下 1 階付 6 階建
		実験動物研究教育セン ター	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 5 階建

		医学研究科・医学部研究棟	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 2 階付12階建
		ごみ置場	鉄骨造平家建
		本部棟	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 5 階建
		本部棟車庫	鉄骨造平家建
		附属病院（旧棟） （平成20年 3 月除却）	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 6 階建
		附属病院（西棟）	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階付 6 階建
		附属病院（病棟・中央診療棟）	鉄骨造地下 2 階付17階建
		純正空気供給装置室	鉄骨造平家建
		倉庫	鉄骨造平家建
9	長野県茅野市豊平字東嶽 10412 番地 44	野外教育施設 （平成25年 2 月譲渡）	鉄筋コンクリート造 2 階建
		プロパンボンベ室 （平成25年 2 月譲渡）	コンクリートブロック造平家建
		車庫 （平成25年 2 月譲渡）	軽量鉄骨造平家建
10	名古屋市千種区若水一丁目 201 番地	附属病院（入院・診療棟）	鉄骨造 8 階建
		附属病院（救急・外来棟）	鉄骨造 4 階建
		附属病院（東棟）	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階付 5 階建
11	名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地 1、3、4、5、6、8 及び 9	附属病院（本院）	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地下 1 階付 8 階建
		附属病院（陽子線治療センター）	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 3 階建
		院内保育所	鉄筋コンクリート造 2 階建
		立体駐車場	鉄骨造 2 階建
12	名古屋市緑区潮見が丘一丁目48番地 3、77番地及び78番地	附属病院（本館）	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 5 階建
		附属病院（南館）	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階付 6 階建
		附属病院（北館）	鉄骨鉄筋コンクリート造地

			下 1 階付 5 階建
		附属棟	鉄筋コンクリート造 2 階建
		保育所	鉄筋コンクリート造平家建

備考 この表 2 の項の菊園公舎に係る出資の対象は、専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）の床面積142.59平方メートルを対象とする区分所有権（同条第 1 項に規定する区分所有権をいう。）である。